

アカデミー規約

本規約は、「H.B.A ACADEMY」(以下「当校」)において、受講生がH.B.A ACADEMY講座を受講するにあたって、受講生と当校およびとの間に生じる一切の關係に適用されます。

第1条 (H.B.A ACADEMYについて)

1. 当校は「ヘアブレイディングの正しい知識と確かな技術」の普及を目的として、一般社団法人H.B.A JAPANがプロブレイダー及びロックティションを育成する機関であり、理美容師免許取得を目的とした学校法人ではありません。
2. 当校の業務運営は、一般社団法人H.B.A JAPAN(以下「当事務局」)がこれを担います。
3. 当事務局は、H.B.A ACADEMYに関する以下の業務を行います。
 - 1) 受講生募集および受講申し込み受付業務
 - 2). 受講料回収業務
 - 3). 当校WEBサイト運営管理、リーフレット企画制作
 - 4). その他、上記に付帯する業務

第2条 (H.B.A ACADEMY講師について)

1. 当校においてH.B.A EDUCATOR資格を有する者が講座を開設し、受講者に対し講義を提供する者を「H.B.A エジュケーター」(以下「講師」)といたします。
2. 直営のH.B.A ACADEMY以外のH.B.Aエジュケーターが開催するスクールではH.B.A事務局で作成したテキストを使用してジュニアブレイダーコースのみ実施します。受講時の安全管理等、講座実施上の一切の責任は講師が有します。

第3条 (受講資格)

1. 当校講師が提供する講義(以下「講義」)を受講する者を「H.B.A ACADEMY受講生」(以下「受講生」)といたします。
2. 受講生は、本規約に同意の上、定められた手続きによる申込、受講登録及び受講料の支払いを行い、

当校がその登録を承認した者が、その資格(以下「受講資格」)を有します。

3. 受講生は、当学校利用中のみならず卒業または退会後も、当学校を利用する場合には本規約に定める規定に従うものとします。

第4条 (受講申込)

1. 受講生は、受講申込にあたり、個人情報等について正しい内容で届け出をするものとします。
2. 受講生は、必ず本人が受講申込をすることとします。
3. 受講申し込み後、受講料は期限以内に全額納めること。決済方法は、銀行振り込み、各種クレジットカード、ペイディがご利用いただけます。
 - 1). 納入された受講料の返金には応じられません。
 - 2). 申し込み後のコースの変更には納入金額の充当は可能です。
 - 3). 受講開始後のコース変更は不可となります。

第5条 (受講資格の停止)

1. 当校は、受講生が以下の項目のいずれかに該当する場合、当該受講生に事前に通知することなく、直ちに受講資格の停止(退学)をできるものとします。
 - 1). 当校への申告、届け出内容に虚偽があった場合。
 - 2). 当校が定めた期間内に受講料が支払われず、支払催告から1週間を経過しても支払いがない場合。
 - 3). 理由の如何に関わらず、当校の運営に支障があると当校が判断した場合。
 - 4). 本規約に違反した場合。
 - 5). その他、当校が受講生として不適格と判断した場合。
2. 当校が前項の措置をとったことにより、当該受講生が当校を利用できなくなり、これにより当該受講生または第三者損害が発生したとしても、当学校は一切の責任を負いません。

また、前項各号の各項に該当する行為によって当校および第三者に損害が生じた場合、受講資格を停止された後であっても、当該受講生はすべての法的責任を負うものとします。

第6条 (禁止事項)

1. 当校は、受講生が講座を受講するにあたって、以下の行為を禁止します。

1). 受講生、第三者、当校または講師の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為。

2). 受講生、第三者、当校または講師のプライバシーを侵害する行為。

3). 受講生、第三者、当校または講師を誹謗中傷する行為。

4). 受講生、第三者、当校または講師に不利益を与える行為。

5). メールアドレス又はパスワード及びその他個人情報を不正に使用する行為。

6). 有害なコンピュータプログラム等を送信又は書き込む行為。

7). 当校を利用した営利目的、又は営利的色彩を帯びた行為。

8). 当校に無断で講座の録画、または教材の複製をする行為。

9). 当校に無断で、講座または教材を公衆送信可能にする行為。

10). 当校の目的に反するような行為又は書き込み行為。

11). 公序良俗に反する行為。

12). 犯罪的行為もしくはそれに結びつく又は引き起こす行為。

13). 宗教的又は政治的、営業的勧誘事項。

14). その他、法令に反する行為や当学校が不適切と判断する行為。

2. 受講生が前項各号いずれかに該当する行為を行った場合、当校は受講資格を停止できるものとします。

第7条 (対面受講予約後のキャンセル等)

1. 予約日の3日前までは、キャンセル料は無料となります。
2. 2日前から前日までは、キャンセル料は1クラスにつき¥27500となります。*またはオンラインでの自学習
3. 当日のキャンセル料は¥55000となります。*またはオンラインでの自学習
4. 当日遅刻の場合は、遅刻分延長して授業をすることはできません。また早退の場合もその時間の充当はできません。

第8条 (受講期限)

各クラスやコースにはそれぞれ期限が設けられています。期限を過ぎるとオンラインの動画を含むテキストの閲覧や講師による添削はできなくなります。

期限は有料にて延長が可能です。その際は事務局までお問い合わせください。

第9条 (スクーリング)

1. ジュニアブレイダーコースオンラインプログラムに付随する無料のスクーリング受講は強制ではありませんが、受講をしない場合はジュニアブレイダーライセンスの取得はできません。

1). スクーリングを受講しないでライセンスを取得したい場合はオンライン検定を受験することで取得することができます。

2). その場合の検定料は、期限内なら無料となります。

2. スクーリングの場所は、千葉県柏市のサロン内になります。

3. 受講期限が切れた場合はスクーリングを無料で受講することはできません。

4. スクーリングは予約制になります。予約日時の変更は3日前まで、それを過ぎた変更やキャンセルはキャンセル料として¥11000がかかります。

第10条 (著作権等)

1. 受講生は、当校の講義を通じて提供されるいかなる情報、ソフトウェア、ロゴおよびロゴマーク等について、権利者の許諾を得ないで、転送、転載、複製、頒布、出版その他いかなる方法においても当該受講生の私的使用以外の使用はできないものとします。

1). 当校発行しているブログ、テキスト、動画にはコピーライトが付いています。

2). Hair Braiders Association Japan®、ジュニアブレイダーライセンス®、プロブレイダーライセンス®、ロックテイションライセンス®、ヘアブレイディング検定®

上記は全て一般社団法人H.B.A JAPANが所有する商標登録です。当団体以外は法律上使用できませんが、当校受講生、卒業生、検定合格者でライセンス取得した者は使用可能です。*酷似した名称を使用している団体もありますが当団体とは無関係ですのでご注意ください。

2. 当校は、受講生が発信したコメントその他の情報が、次のいずれかに該当する場合には、当該受講生に断りなくこれを停止・削除することができるものとします。

1). 受講生、第三者、当校または講師の著作権、商標権その他の権利を侵害していると当校が認めた場合。

2). 受講生、第三者、当校または講師の名誉・信用を毀損していると当校が認めた場合、もしくは名誉・信用を毀損しているとの警告、申し出等を第三者から受け、これに正当な理由が認められる場合。

3). 日本または適用ある外国の法令に違反していると認められた場合。

4). 裁判所、検察、警察その他国家機関等から法律に基づき削除するよう命令を受けた場合。

5). その他、当学校が不適切と判断した場合。

第11条 (譲渡禁止等)

1. 受講生は、受講生として有する権利または義務を第三者に譲渡し、担保に供する等の行為はできないものとします。

第13条 (個人情報の取り扱いについて)

1. 当校は、別途定める個人情報保護方針に従って、受講生の個人情報を適切に取り扱うものとします。

第14条 (当校の判断による講義の中断、延期、中止)

1. 当校は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、受講生に事前に通知することなく講義を一時的に中断、延期できるものとします。

1). 設備等の保守を緊急に行う場合。

2). 火災、停電等により講義の提供ができなくなった場合。

3). 天災地変等の不可抗力により講義の提供ができなくなった場合。

4). 講師が不慮の事故等で、講義の提供ができなくなった場合

5). その他、運用上または技術的に当校が講義の中断が必要と判断した場合。

2. 当校は、前項により講義の一時中断等が発生したとしても、これに起因して受講生が被った損害について一切その責任を負わないものとします。

第15条 (規約の変更)

1. 当校では、受講生の上承を得ることなく本規約を変更・追加することがあります。変更後の規約は、受講生に提示（当校ホームページへの掲載を含む）した時点より効力を生じるものとします。

2. 強行法規の改定等により、本規約の一部が同法規に抵触する場合には、当該部分を同法規の定めに従い変更したものといたします。

第16条 (準拠法と裁判管轄)

1. 本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

2. 本規約に関するいかなる紛争も千葉地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。